

新型コロナウイルス感染症の感染を拡げないための今後の方針

令和4年3月18日
京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

京都府における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者や病床使用は減少傾向にあり、まん延防止等重点措置が3月21日をもって終了することになりますが、まだ新型コロナウイルス感染症が収束していないことから、京丹波町では、京都府が示した「感染を拡げないために」に準じて、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施します。

これから、年度替わりや行楽シーズンがはじまり、人の移動や人が集まる機会が増えることが想定されます。

町民の皆様におかれましては、感染を拡げないための取り組みについて、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

◆ 取組期間

3月22日（火）0時から当面の間

◆ 感染を拡げないためのお願い

（1）基本的な感染防止対策の継続

- ・3つの基本（①正しいマスクの着用、②こまめな手洗い、③外出先での手指消毒設備の活用）を徹底してください。
- ・人ととの身体的距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気を心がけてください。
- ・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面・場所への外出を控えるなど、特に注意してください。

（2）体調不良を感じたら医療機関に相談を

- ・毎朝の検温等による体調管理を行い、発熱やせき等の症状がある場合は、医療機関に相談してください。
- ・職場では、体調不良や感染を疑う方からの申し出をふまえて、休みを取れる環境を整えてください。

（3）外出時は感染リスクを避けて慎重に行動を

- ・旅行や帰省、就職、進学等に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など、感染リスクを回避する行動をとってください。

(4) 飲食機会における注意

- ・飲食時には「きょうとマナー」を守ってください。
- ・適切な感染対策が講じられている店（認証店）を利用してください。

＜きょうとマナー＞

- ① 適切なアクリル板や換気設備のあるお店で
- ② 会話の時は、マスクを着用
- ③ 食事前、退店時には手指消毒を
- ④ お店では大声で話さないでください
- ⑤ 2時間、4人までを目安に

(5) ワクチン接種等について

- ・発症や重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください。
- ・小児（5歳～11歳）のワクチン接種についても、希望する方は積極的に接種してください。
- ・職場では、ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく行ける環境づくりを整えてください。

(6) 施設の使用制限

町が管理する体育館やグラウンド、公民館などの施設については、町立学校施設（体育館、グラウンド等）は当面の間、使用中止とします。

社会教育施設（体育館、グラウンド、集会所等）等は、当面の間、町内在住者もしくは町内団体に限り、施設の使用を認めます。利用するにあたっては、「新しい生活様式に基づく京丹波町社会教育施設等利用ガイドライン」を遵守してください。

・使用中止とする町立学校施設

【 小中学校の体育館及びグラウンド等 】

竹野小学校	丹波ひかり小学校
下山小学校	瑞穂小学校
和知小学校	蒲生野中学校
瑞穂中学校	和知中学校

・使用制限を行う社会教育施設等

【集会場等】

中央公民館	桧山公民館
梅田振興センター	三ノ宮基幹集落センター
質美振興センター	下大久保文化教育センター
和知ふれあいセンター	和知生涯学習センター
山村開発センターみづほ	わーふ館

【運動施設】

上豊田グラウンド	旧須知小学校グラウンド
三ノ宮農村公園グラウンド	わちグラウンド
旧須知小学校講堂	三ノ宮体育館
篠原体育館	わち夢広場

【公園】

須知川水辺公園	須知公園
---------	------

(7) 催物（イベント等）における感染を防ぐために

イベント主催者等の皆様には、当面の間、人数制限等の要請が続きますのでご注意ください。

- ・実施期間 3月22日（火）から当面の間
- ・人数上限・収容率

【感染防止安全計画を策定し、京都府の確認を受けた場合】

人数上限：施設の収容定員

収容率：大声で歓声等がないことが前提の場合は100%

【上記以外】

人数上限：5,000人または収容定員50%のいずれか大きい方

収容率：大声で歓声等がないことを前提とするもの 100%
大声での歓声等が想定されるもの 50%

(8) 職場における感染予防の徹底

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、週休の分散化、休暇取得、オンライン会議の活用等により、職場や通勤中での人との接触の軽減に取り組んでください。
- ・従業員等に対する出勤時の検温等の体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は勤務させないとともに、医療機関へ相談するよう指導してください。
- ・職場の感染対策を再点検し、特に居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での注意喚起を徹底してください。

◆ 役場の勤務体制について

- ・事業者様への要請事項「(8) 職場における感染予防の徹底」と同様の取り組みを行うなど、感染症対策を実施します。

◆ 町主催の会議等について

- ・町が主催する会議等については、必要最小限の規模、時間により、感染予防対策を講じた上で開催します。

◆ 町立学校等の対応について

- ・学校等〔幼稚園、小学校、中学校、のびのび児童クラブ、保育所〕における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、徹底した感染予防対策を講じた上で活動を継続します。